



徳島 6 ヶ月ゼロ災運動

～ゼロ災と安全宣言の達成を目指して～

【実施期間:令和7年7月1日～12月31日】

【主催】徳島地方労働基準協会

【共催】建災防徳島県支部徳島・川島分会 【後援】徳島労働基準監督署

【ゼロ災運動の目的】

徳島地方労働基準協会では会員・各事業場の労働災害の防止を図るため、『徳島6ヶ月ゼロ災運動』を展開することになりました。ゼロ災運動は、人間尊重の理念に基づき、全員参加で安全衛生を先取りし、一切の労働災害を許さずゼロ災害、ゼロ疾病を究極の目標に働く人々全員が、それぞれの立場、持ち場で労働災害防止活動に参加し、問題を解決するいきいきとした職場風土づくりをめざす運動です。

この運動では、経営トップや現場管理者による『安全宣言』のもと、労使が協力して労働災害の防止に取り組み、運動期間中における労働災害『ゼロ』と『安全宣言の取り組み』を達成することを目的としております。

本運動の趣旨をご理解いただき、この機会に是非ご参加ください。

【参加申込書】



【申込先】徳島地方労働基準協会 FAX:088-678-2420
E-mail:tokai-naki-kyo@shitoken.ne.jp

徳島地方労働基準協会 会長 へ

『徳島6ヶ月ゼロ災運動』
(令和7年7月1日～12月31日)
【参加申込書】

事業場の名称 (工事名称)	
事業場の所在地 (都道府県の所在地) (及び、工期)	〒 _____ (工期:令和 ____年 ____月 ____日～令和 ____年 ____月 ____日)
労働者数	_____ 人 (※工務現場からの帰途に発生した場合は(別紙))
担当者氏名	
電話番号	
業種 (該当する番号の○印を 付けてください)	1.製造業 2.鉱業 3.建設業 4.運輸交通業 5.林業 6.商業 7.その他の業種()
トップの安全宣言 (※記載してください)	「安全宣言(別紙)の作成済み」
現場責任者の安全宣言 (※記載してください)	「安全宣言(別紙)の作成済み」

令和7年7月1日から令和7年12月31日までの間で取り扱われる『徳島6ヶ月ゼロ災運動』に参加します。

令和 ____年 ____月 ____日

事業場名 _____
代表者職氏名 _____

【実施期間・申し込み方法等】

1. 実施期間：令和7年7月1日～12月31日（6ヶ月間）。
2. 参加資格：徳島市、小松島市、吉野川市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町の各市町村内で労働者を雇用する全事業場。【参加費は不要】。
3. 申し込み方法：令和7年6月1日～6月30日までの間に、【参加申込書（様式第1号）】を徳島地方労働基準協会会長あてに郵送・メール等にてお申し込みください。
建災防の会員事業場は所属分会の事務局へお申し込みください。
4. 結果報告：6ヶ月間の運動実施期間終了後、令和8年1月6日～1月16日までの間に、【結果報告書（様式第2号）】と安全宣言の取り組み状況の写真等を徳島地方労働基準協会会長あてに郵送・メール等にて報告してください。
建災防の会員事業場は所属分会の事務局へ報告してください。

【主催（申込先）】

〒770-0856

徳島地方労働基準協会

TEL：088-678-2410

徳島市中洲町1丁目8番地6（中洲Y.I.ビル3階）

FAX：088-678-2420

【共催】

建設業労働災害防止協会徳島県支部

・徳島分会 TEL：088-625-1620

・川島分会 TEL：0883-25-3151

【後援】

徳島労働基準監督署【安全衛生課 TEL：088-638-2683（代）】

【6ヶ月ゼロ災運動達成証の交付】

【実施結果報告】に基づき、運動期間中に『ゼロ災（死亡災害、休業1日以上災害、障害を伴う災害が無いこと）』又は『安全宣言の取り組み（取り組みについては写真等で報告）』を達成した事業場には『徳島6ヶ月ゼロ災運動達成証（ゼロ災達成・安全宣言達成）』を交付いたします。なお、取り組みの写真等については好事例集として取りまとめさせていただく予定にしております。

また対象事業場には、後日、達成証の授与式についてご案内いたします。

【実施事項】

本運動の参加者は、次のような項目を積極的に展開し、運動期間中の『ゼロ災』及び『安全宣言の取り組み』の達成を目指していただきます。

経営トップ、現場責任者が安全の決意表明『安全宣言』を行い、自らも率先して安全パトロールを実施する。

安全衛生管理体制を見直し、必要な整備を図り、実効ある管理体制を確立する。

危険予知（KY）活動、ヒヤリハット、4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動等、日常的な安全衛生活動への取り組みを行う。

高齢労働者に配慮した労働災害（転倒災害、腰痛等）の防止対策を図る。

『安全の見える化』の普及促進を図り、職場に潜む危険個所を目に見える形で分かりやすく表示効果的な災害防止活動を展開する。

危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づき必要な措置（リスク低減対策）を実施する。

業務内容や各階層に応じた安全衛生教育を実施する。

職場安全集会の開催やポスター（安全宣言）の掲示等、安全衛生意識の気運を高めるためのあらゆる運動を展開する等。

その他「厚労省（職場のあんぜんサイト）」、「中災防」等のHP資料も参照。

【安全宣言の方法】

単に『安全带（墜落制止用器具）の着用徹底』のような“呼びかけ”に留まらず、例文のような取り組みを具体的に記入した『安全宣言』を作成し、各作業場・朝礼場所・休憩所等の目立つ場所に掲示してください。また安全宣言には、重篤な災害を防止するための墜落転落災害や挟まれ巻き込まれ災害防止対策、及び労働災害が多数発生している転倒や腰痛災害防止対策を含めることを検討してください。...『安全宣言』の書式は任意です（社内様式の使用も可能）。

経営トップの安全宣言（例）

- 労働者の作業行動に起因する転倒や腰痛災害防止のため、施設・設備等の改善を行います。
- 労働安全衛生法令を順守し、社員一丸となり『ゼロ災害』の職場づくりを目指します。【参考様式】
- 毎日の職場巡視により、安全作業を呼びかけます。また、気づいた不安全行動は見逃さず、止める声掛けもためらいません等。

現場責任者の安全宣言（例）

- 濡れた床面（通路）の清掃、段差の解消、滑り止め対策や注意喚起『見える化』を実施し、転倒災害を防ぎます。歩きスマホもさせません。
- 〇〇機械の掃除、点検、刃物の取替時には必ず機械を停止させ、切れ、巻き込まれによる災害を防ぎます。
- 高所作業では、墜落制止用器具（安全带）の使用を順守させ、墜落防止を図ります。
- こまめな水分・塩分の補給、休憩時間や順化期間の確保、WBGT値（暑さ指数）に応じた対策を講じて、熱中症を防ぎます。
- 交通ヒヤリマップの作成と周知により、交通労働災害を防ぎます。
- 危険範囲内へ立ち入らせないため、安全な作業通路を確保し通行を厳守させます等。

宣言日 令和 年 月 日
 安全宣言
徳島6ヶ月ゼロ災運動
【期間：令和7年7月1日～12月31日】
*経営トップの安全宣言 _____
*現場責任者の安全宣言 _____
以上、本取り組みを機に、労働が一丸となり、労働災害『ゼロ』の安全な職場づくりに取り組みすることを宣言する。
【主催】徳島県労働基準協会 【共催】徳島県労働基準協会各分会・川島分会 【後援】徳島の労働者支援